

## マイナンバー（個人番号）の利用開始に伴う、手続きについて

本人及び配偶者のマイナンバー（個人番号）の記入欄が申請書に加わりました。つきましては個人番号を記入して提出いただく場合には、本人（被保険者）及び配偶者の個人番号を確認できる書類と、申請者（記入された方）の身元の確認ができる書類、本人（被保険者）及び配偶者の方からの代理権（委任）の確認できる書類が必要になります。

※個人番号の記載が難しい場合は、申請書表面「個人番号」は未記入にし、「提供難」を○で囲んでください。

### ●個人番号確認書

- ・（個人番号の）通知カード
- ・個人番号カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し

1点必要  
（写しも可。個人番号カードは両面）

### ●身元確認書類

- ・本人が個人番号を記入した場合 …本人の身元確認書類
- ・代理人が個人番号を記入した場合…代理人の身元確認書類

- ・個人番号カード・運転免許証
- ・パスポート
- ・住民基本台帳カード（写真付）
- ・障害者手帳 等

1点必要  
（官公署から発行された写真付きの書類）

もしくは

- ・公的医療保険の被保険者証
- ・年金手帳
- ・介護保険被保険者証・介護保険負担割合証 等

2点必要  
（官公署から発行された書類等）

### ●本人及び配偶者それぞれの代理権の確認書類…委任状もしくは以下のいずれか1点

- ・本人（被保険者）及び配偶者の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、公的医療保険被保険者証等

### ●個人番号の記載が難しい場合

- ・個人番号の提供を拒否
- ・通知カードを受取拒否していて個人番号がわからない
- ・心身の機能の低下等により代理人に委任することができない

添付書類不要  
（申請書表面「個人番号」欄右の「提供難」を○で囲んでください）

※郵送で申請される場合には、写しを同封してください。

書類等についてご不明な点については、下記までお問い合わせください。  
介護保険課 給付係（電話）055-934-4874